# 令和5年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業 (ときがわ町地域住民活動支援)業務委託仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が 整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

### 1 委託事業名

令和5年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業 (ときがわ町地域住民活動支援)

#### 2 目的

中山間地域が有する水源のかん養、良好な景観、伝統文化の伝承などの県民生活にとって重要な多面的機能を発揮できるよう、地域の住民活動等を通じて、地域の活性化を図る必要がある。

そのため、ときがわ町が地域活性化を目指す中山間地域集落のモデルとなるよう、本格的な生産が始まったときがわ町産山椒の生産加工方法の確立、商品開発、商品PRなど、地域の活性化に向けた取組を行う地域住民活動を支援する。

### 3 実施地域

ときがわ町

### 4 地域住民活動の支援のテーマ

ときがわ町産山椒の収穫から販売までのルート整備等による地域活性化

#### 5 業務委託期間

契約日~令和6年3月8日(金)

(中山間地域ふるさと事業調査研究事業(ときがわ町地域住民活動支援)は2か年事業です。本事業は令和4年度から実施しており、今年度は2年目となります。)

### 6 委託内容

- (1) ときがわ町で生産される山椒の営農収支計画策定、生産加工方法の確立 前年度の調査・分析結果及び地域住民の意見を取り入れ、ときがわ町産山椒の営農 収支計画の策定、生産加工方法の確立などの支援を行う。
- (2) 新たな町の特産品を目指したときがわ町産山椒のPR方法の検討 前年度の調査・分析結果及び地域住民の意見を取り入れ、ときがわ町産山椒を使用 した商品開発、うなぎ産地等とのコラボ、商品のPR活動を実施する。
- (3)上記(1)・(2)の実施にあたっては、関係施設、生産者、地元商工業者等地域住

民を対象としたワークショップを3回以上開催するなど、産地の意見も十分反映させるとともに、本委託事業が終了した翌年度以降も地域住民が自走していくことができる内容にすること。

#### (4) 報告書の作成

(1)から(3)の取組内容や意見交換などの結果を記載した報告書を提出する。 なお、報告書には上記(1)から(3)を踏まえて、3年目以降の地域取組計画等を 記載することとする。

報告書の規格 30ページ程度(カラー)の電子ファイル。 既存の資料を参照した場合は、参考文献とその引用箇所を明示すること。

(5) その他業務目的を達成するのに必要な事項の実施

ときがわ町における地域農業・農山村の活性化に向けて必要と思われる事項を実施する。なお、実施にあたっては県と適宜協議の上、決定すること。

### 7 調査責任者の選任

受託者は契約締結後、速やかに本件調査を行うために必要な能力と経験を有する調査 責任者を選任し、県の承認を得ること。

## 8 実施計画書及び工程表の提出

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに実施計画書及び工程表を県に提出すること。
- (2)受託者は、実施計画書に従って業務が進むよう進捗管理を行うとともに、工程表に基づいた実施状況を県に適宜報告すること。

#### 9 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例(平成16年条例第65号)に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本委託業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)については、本委託業務 開始時に埼玉県に報告する。
- (7) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (8) 著作権の取扱いについては、契約時に埼玉県と協議して定めることとする。

(9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、者双方が協議して決定する。	その都度、	遅滞なく埼玉県と	受託